

芦屋町障害者計画(H24～H29)平成29年度事業評価表

分野:1 広報・啓発活動の推進

【評価区分】◎:計画を達成した,○概ね計画を達成した,△:計画どおりに実施できなかった,ー:本年度の計画はなかった

基本方針	施策名	施策の内容	平成29年度取組結果	評価	評価の理由と課題	所管
(1) 広報・啓発活動の推進	広報啓発活動の推進	町民への理解と認識を得るため、制度改正や行事の周知をはじめ、障がい者問題についての現状や課題など、積極的に町民への啓発を行います。また、障がい者団体や施設との連携・協力を図り、広報・啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 12月4日から10日までの「障害者週間」にあわせ、広報あしや12/1号で「障害者週間」の周知と障がい者への理解を働きかける記事を掲載した。また、人権まつりにおいて、まごころ製品(授産品)と障がいの理解促進冊子を作成し、200部配布した。 障がい者に関する情報を、要請に応じて広報あしやへ掲載した。 <ul style="list-style-type: none"> 7/15号 障がい者など訓練生募集(ハローワーク) 8/1号 障害者週間ポスター体験作文募集(県) 身体障がい者巡回相談(県) 8/20号 県立特別支援学校ボランティア説明会(県) 1/15号 まごころ製品(障がい者がつくる製品)大規模販売(県) 3/15号 芦屋町身体障害者福祉協議会入会案内(身障会) 4/1号で障害者差別解消法の概要について広報あしやに掲載し周知を行った。 	○	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権まつりや広報を活用した周知・啓発を計画どおり実施した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の現状や課題を把握するために28年2月に実施したアンケート調査では、差別を受けたり、いやな思いをした経験について、身体・知的障がい者の比較的若い年齢層(18歳から20歳代)で「ある」と68.8%の人が回答しており、啓発・周知など効果的に進めていく必要がある。 	福祉課 障がい者・生活支援係
(2) 交流活動の促進	交流の促進	各種行事や障がい者施設などのイベントの内容や演出を工夫するなど行事等に参加しやすい環境づくりを通して健常者と障がい者との交流の充実を図り、障がい及び障がい者に関する町民理解を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 10/22みどり園まつりの開催について、広報あしや10/15号に掲載した他、チラシを窓口で配布し周知を図った。 3/24(土)に障がい者レクスポ大会を開催した。スポーツを通じて障がい者との交流を図った。 12/9(土)に人権まつりを開催。ふれあいイベントに障がい者団体が参加し、踊りを披露するとともに、団体が作成した絵を会場に展示する等、交流を深めた。 	○	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 行事を計画どおりに行った。 障がい者レクスポ大会の開催や人権まつりを通して、障がい者との交流や理解を深めることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、イベントの周知、障がい者との交流を深める活動や支援を行っていくことが必要である。 	福祉課 障がい者・生活支援係 生涯学習課 社会教育係
(3) 福祉教育の充実	学習機会の充実	多様な学習機会や場の創出を図り、障がい者問題についての学習を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> 10/22みどり園まつりの実施の協力や障がい者レクスポ大会の開催により、障がいについて学ぶ機会を提供した。 	○	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者との交流を通して、障がいへの理解などについて学ぶ機会を提供できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、行事や事業を継続して実施し、障がいについて学ぶ機会を提供していくことが必要である。 新たな学習の場について検討していく必要がある。 	福祉課 障がい者・生活支援係 生涯学習課 社会教育係

芦屋町障害者計画(H24～H29)平成29年度事業評価表

分野:1 広報・啓発活動の推進

【評価区分】◎:計画を達成した,○概ね計画を達成した,△:計画どおりに実施できなかった,ー:本年度の計画はなかった

基本方針	施策名	施策の内容	平成29年度取組結果	評価	評価の理由と課題	所管
(3) 福祉教育の充実	小・中学校における福祉教育等の推進	学校や地域、訪問先の実態に合わせた訪問活動や芦屋町特別支援教育連携協議会でのインクルーシブ教育の研究等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◇インクルーシブ教育の研究等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・連携協議会においては、就労支援につなぐ取組について保・幼・小・中・高による情報交換ができた。各段階で作成する個別の支援計画を就労につなぐもの(移行支援計画)とするために必要な情報を交換した。 ・「あしやすくすくファイル」の活用、利用促進について意見交換をした。 ・特別支援教育コーディネーター・担当者会においては、「発達障がい起因する非行」についての研修を行った。(適切な支援が受けられないと二次障がいを起こすこともある。) ◇特別支援学校の児童・生徒との交流 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における特別支援学級や通級指導教室の啓発により、児童・生徒や保護者の理解は深まっているが、特別支援学校との交流は、該当、児童・生徒の保護者からの要望がなかったため行われていない。 	○	評価の理由 ・インクルーシブ教育の研究等の推進 ・連携協議会を活用し、保・幼・小・中・高・特別支援学校等による情報交換ができた。	学校教育課 学校教育係
		特別支援学校に在籍する児童生徒との交流及び共同活動のあり方について検討します。				
(4) 権利擁護施策の推進	権利擁護施策の推進	「人権教育・啓発基本計画」を踏まえ、多様な機会を通しての人権学習の充実とともに、各種団体が行う人権学習の支援を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ◇人権教育・啓発基本計画に基づき各種施策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・7月の人権講演会は荒天のため中止となった。 ・12月の人権まつりでは、午前には各種団体によるふれあいイベント、バザーを行い、午後からは「子どもの人権」をテーマに、子どもの虐待防止センター理事である広岡智子氏を講師に招き人権講演会を行った。 人権まつり参加者 674名 	○	評価の理由 ・人権教育・啓発基本計画の取組み内容どおり権利擁護や人権学習について実施できた。	生涯学習課 社会教育係
		障がい者等に対する虐待の予防はもとより、虐待が発生した場合の対処や再発防止に取り組めます。 判断能力が十分でない障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度及び障がい者虐待の相談実績はなかった。 ・障がい者虐待に関しては、障害者週間に合わせて、12/1号の広報に記事を掲載し啓発を行った。 	○	評価の理由 ・成年後見制度や障がい者虐待について、周知した。(12/1号) 課題 ・成年後見制度や障がい者虐待について啓発を引続き行っていく必要がある。 ・虐待に、適切に対応ができるように職員の資質の向上に努める。	福祉課 障がい者・生活支援係

芦屋町障害者計画(H24～H29)平成29年度事業評価表

分野:2 福祉サービスの充実(生活支援)

【評価区分】◎:計画を達成した,○概ね計画を達成したした,△:計画どおりに実施できなかった, -:本年度の計画はなかった

基本方針	施策名	施策の内容	平成29年度取組結果	評価	評価の理由と課題	所管
(1) 相談支援体制の充実・強化	相談窓口の充実	対象者への周知徹底を図るとともに、相談体制の一層の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 相談体制: 身体障害者相談員2名、知的障害者相談員1名設置 相談支援事業所3ヶ所設置(みどり園、ぷらむ、ゆり庵) 相談件数: 知的・身体障害者相談 0件/年 相談支援事業所 H29: 48件(H28: 49件) 障がい者手帳交付時や相談受付時に相談窓口について周知した。 はまゆう家族会が実施している相談会の周知をした。 県事業「心の相談室」の周知をホームページで行った。 	○	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者相談員、知的障害者相談員、相談支援事業所により、障がい者の相談体制を整備している。平成27年度より利用者件数は横ばいであるが、これは、相談支援専門員による計画相談支援の利用や障がい者の相談支援センター等、相談機関が充実してきたことが要因として考えられる。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、障がい者がいつでも情報が取得でき、必要な時に相談ができるよう、ホームページ等を充実して情報提供していく必要がある。 	福祉課 障がい者・生活支援係
	地域での相談活動	障害者相談員や民生委員の協力を得て、障がい者が生活する身近な地域で気軽に相談ができるよう、研修や情報交換を積極的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者相談員研修会参加 9/15 1名 民生委員活動を通じ、障がい者に対する相談・支援や部会での研修などを行った。 5/26 部会合同研修「差別解消法と地域」 27名 10/29 講演会「『視覚障がい』ってなに」 7名 	○	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談員や民生委員が、資質向上のため研修会を受講した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、研修会参加により、相談員の資質の向上や民生委員の資質の向上を図っていく必要がある。 身体・知的障がい者相談について、現在、町のホームページで周知しているが、障害者手帳新規取取者や交付時に改めて説明することが必要である。 	福祉課 障がい者・生活支援係
(2) 障害福祉サービスの充実	障害福祉サービスの充実	障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービス等の適切な利用ができるように、相談支援体制の充実を図ります。また、町内だけでは対応の難しいニーズに対して、遠賀・中間地域と連携を取りながら福祉サービスの整備を推進します。 障がいのある児童等に対し健全な育成及びその保護者の負担の軽減を図るために障がい児のための放課後等サービスについて検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法及び町の要綱に基づいて福祉サービスを提供した。 障害福祉計画で求められている地域生活支援拠点の整備や精神障がい者にも対応した、地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置等について、遠賀・中間自立支援協議会で検討した。 放課後等デイサービスについては、「芦屋すてっぷくらぶ」の保護者評価、職員による評価を行い改善点等を見出すことができた。 	○	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスを適切に提供した。 遠賀・中間地域と連携を取りながら福祉サービスの整備について検討した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等の整備に至っていないため、引続き遠賀・中間自立支援協議会で検討していく必要がある。 放課後等デイサービスの評価を行うことで、問題点を職員で共有できたため、運営の改善について今後、検討が必要である。 	福祉課 障がい者・生活支援係

芦屋町障害者計画(H24～H29)平成29年度事業評価表

分野:3 生活環境の整備

【評価区分】◎:計画を達成した,○概ね計画を達成したした, △:計画どおりに実施できなかった, -:本年度の計画はなかった

基本方針	施策名	施策の内容	平成29年度取組結果	評価	評価の理由と課題	所管
(1) 福祉のまちづくりの総合的推進	公共施設の整備	<p>バリアフリー化が進んでいない公共施設については、障がい者が利用しやすいように、できることから整備充実を図ります。</p> <p>県のふくおか・まごころ駐車場に登録することにより、障がい者等駐車場の適正利用を図るとともに、施設管理者や住民への啓発につなげます。</p>	<p>・公共施設のバリアフリー化の実績はなかった。</p>	-	<p>課題</p> <p>・トイレを中心に各施設、バリアフリー化が進んでいるが、未整備の施設もあることから、順次整備が必要である。</p>	施設管理所管課
	住宅改修助成事業の推進	<p>障がい者等に配慮した住宅改修を支援するため、障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付事業などを実施します。</p>	<p>・住宅改修の実績はなかった。 相談件数1件</p>	○	<p>評価の理由</p> <p>・日常生活用具給付事業について、対応できるようにしている。</p> <p>課題</p> <p>・引続き、手帳交付時や必要時、周知を図っていく。</p>	福祉課 障がい者・生活支援係
(2) 住宅のバリアフリー化の推進	町営住宅の整備	<p>「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、障がい者等に対応した改善や整備を行います。</p>	<p>・H29.6月着工(H30年度竣工予定)の新後水団地については、バリアフリー化を念頭にエレベーターの設置、駐車場からエントランスまでのスロープ設置、共用廊下や階段へ手摺設置を施した設計で建設している。</p> <p>・室内については、玄関、トイレ、浴室に手摺を設置したつくりとしている。</p>	○	<p>評価の理由</p> <p>・新後水団地の建設が進んでいるため。</p> <p>課題</p> <p>・既存の町営住宅は、傾斜や段差などによって物理的にバリアフリー化が困難な所がある。</p>	環境住宅課 住宅係

芦屋町障害者計画(H24～H29)平成29年度事業評価表

分野:3 生活環境の整備

【評価区分】◎:計画を達成した,○概ね計画を達成したした,△:計画どおりに実施できなかった, -:本年度の計画はなかった

基本方針	施策名	施策の内容	平成29年度取組結果	評価	評価の理由と課題	所管
(3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進	交通手段の充実	町内巡回バスやタウンバスの運行、福祉タクシー料金補助事業等を継続しながら、障がい者の交通手段の充実・整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の外出機会の確保のために、芦屋町巡回バス及び芦屋タウンバス事業を継続的に実施した。 芦屋タウンバス(ノンステップバス)を1台購入した。障がい者乗降時、必要時は、運転手による補助を行い障がい者が安心して利用できるようにしている。 芦屋町地域公共交通網形成計画を策定し、芦屋中央病院移転に伴う路線の見直しを実施した。 	◎	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の外出の機会の確保及び芦屋タウンバス(ノンステップバス)の1台追加により交通手段の充実を図った。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、芦屋町地域公共交通網形成に基づき芦屋町巡回バス等のあり方について検討していく。 	環境住宅課 地域振興・交通係
			<ul style="list-style-type: none"> 福祉タクシー料金補助事業として障がい者等の対象者へタクシー券を周知し、交付した。 交付実績 H29 利用枚数 2,290枚(利用率64.0%) 交付者:114名 H28 利用枚数 2,337枚(利用率59.7%) 交付者:125名 	◎	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請のあった対象者にタクシーチケットを交付した。タクシーチケットの利用率が昨年度に比べ向上した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 引続き事業の周知と継続を図っていく必要がある。 	福祉課 障がい者・生活支援係
(4) 防災・防犯対策の推進	緊急時の支援体制づくり	<p>自治区や町社会福祉協議会など関係機関と連携・協力し、芦屋町地域防災計画に基づく、障がい者や高齢者に対し地域に根ざした自主防災組織など緊急時の支援体制づくりを検討します。</p> <p>自主的な各団体での防災訓練に関する情報交換の場や機会づくりを検討します。</p> <p>防災避難マップなど要援護者支援計画策定に向けての取り組みを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋中央病院下交差点に点字ブロックL=129mを設置した。 	○	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路改良工事に合わせて事業を行った。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、改良工事にあわせて、バリアフリー化を図っていく必要がある。 	都市整備課 土木係
			<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の新設支援を実施したが、新設までは至らなかった。自主防災組織26地区、未組織自治区4地区 洪水・津波・土砂災害の複合型ハザードマップを全戸配布し、広報あしや(6/1号)やホームページを通じて住民に周知を図った。 	○	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合型ハザードマップの全戸配布を行い、広報あしやホームページにより住民周知を図ることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の新規設立はできなかったため、今後も継続して支援協力していく必要がある。 災害基本法の改正により、避難行動要支援者名簿と個別計画の作成が求められている。名簿の作成・更新はできているが個別計画作成までには至っていない。 	総務課 庶務係

芦屋町障害者計画(H24～H29)平成29年度事業評価表

分野:4 教育の充実

【評価区分】◎:計画を達成した,○概ね計画を達成したした,△:計画どおりに実施できなかった,ー:本年度の計画はなかった

基本方針	施策名	施策の内容	平成29年度取組結果	評価	評価の理由と課題	所管
(1) 相談支援体制の整備	適正な教育相談	巡回相談や教育相談会など教育相談機会の充実を図り、教育的支援や適正な就学指導及び進路指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における巡回相談:6回/年実施した。各小中学校とも学期に2回の巡回相談を効果的に活用し、気になる児童・生徒への対応の仕方について臨床心理士より、指導助言を受けている。教職員が巡回相談に参加することで、資質の向上を図った。また、学童保育所等でも巡回相談を実施することができた。 教育相談会による教育相談機会の充実 ポスターやチラシ、広報あしやなどによる呼びかけや課題のある児童・生徒の保護者に対し、各学校で直接、呼びかけ12名の相談申込みがあった。 	◎	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校における巡回相談は、年間計画に沿って年間6回、計画的に実施でき活用できた。 教育相談会による教育相談機会の充実 教育相談の機会が充実した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童数が多い学校は、巡回相談の実施方法を工夫する必要がある。 	学校教育課 学校教育係
(2) 特別支援教育の充実	特別支援教育の充実	<p>「芦屋町特別支援連絡協議会」の組織充実とともに、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、「あしやすくすくファイル」の活用等により、適切な指導及び必要な支援を行います。</p> <p>指導のあり方等を通して通常の学級での特別支援教育の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「あしやすくすくファイル」の形式や活用のあり方を検討した。健康・こども課及び幼・保・小・中等関係者より「あしやすくすくファイル」の課題を出し合った。 	○	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 「あしやすくすくファイル」の形式や活用の仕方について検討し下記のとおり、課題の抽出ができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 就学時健診において日常的にファイルを活用していた方はほとんどいなかった。特に発達に課題のあるお子さんにとっては、生まれた時からの記録として「あしやすくすくファイル」が有効に活用できることを知らせていく必要がある。 	学校教育課 学校教育係

芦屋町障害者計画(H24～H29)平成29年度事業評価表

分野:5 雇用・就業の促進

【評価区分】◎:計画を達成した,○概ね計画を達成した,△:計画どおりに実施できなかった, -:本年度の計画はなかった

基本方針	施策名	施策の内容	平成29年度取組結果	評価	評価の理由と課題	所管
(1)雇用の場の拡大	雇用の場の拡大	就職を希望する障がい者の一般雇用の促進に向けて、ハローワークやみどり園など、より専門的な機関との協力や連携を促進します。 ハローワーク等との連携とともに、障害者雇用率制度等の関係機関への周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達法に基づいて町機関における平成28年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達実績を平成29年9月にホームページで公表した。実績額:5,976,957円 ・就職を希望する障がい者等に意向を確認した上で、障害福祉サービスの利用や他機関を案内する等、ケースに応じた連携を図った。 ・広報やホームページで障害者雇用等について掲載し周知を図った。 	△	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就業に関する相談があるときには、障がい福祉サービスの利用や他機関の案内等を行った。 ・障害者雇用率等の民間機関への働きかけができていない。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の行政機関及び事業所で、雇用の場を広げていく必要がある。 	福祉課 障がい者・生活支援係
(2)職業リハビリテーションの推進	職業リハビリテーションの推進	障がい者がその持てる能力を生かして就労の場を得ることができるよう、就労のための情報収集・提供に努めるとともに、国・県などの職業訓練施設やジョブコーチなどの制度の利用を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・ホームページで職業訓練等の情報を周知した。 7/15号 障がい者など訓練生募集(ハローワーク) ・障がい者が就労に関する支援を希望の際は、障がい福祉サービスだけでなく、国・県等の職業訓練施設等の利用も促せるよう情報提供を行った。 	○	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する相談時には、希望等を把握した上で、必要時は訓練等の利用も考慮して情報提供した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、就労に関する情報提供を継続していく。 	福祉課 障がい者・生活支援係
(3)多様な就業機会の確保	多様な就業機会の確保	障害者総合支援法に基づく支援とともに、ハローワークなどのより専門的な機関との協力と連携を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報で障がい者の職業訓練などについて掲載し周知した。 7/15号 障がい者など訓練生募集(ハローワーク) ・障がい者や相談支援専門員等からの相談時は、相談支援専門員や事業所等と連携を図り、対象者の意向も含めながら、対象者に適したサービスを提供できるように取り組んだ。 ・平成29年度の利用者の人数(平成30年3月末時点) 就労移行支援:2名、就労継続支援A型:4名、就労継続支援B型:38名 	○	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークなど他機関と連携して広報あしやなどで周知した。 ・一般就労が困難な障がい者に対し、相談支援専門員と連携し、障がい福祉サービスを選択し、就労の機会を確保することができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な就労の機会が提供できるよう、広報やホームページで周知を継続していくことが必要である。 ・障がい者就労支援において、関連機関との連携を図り対象者に適したサービスの提供により、就労へ繋げていくことが必要である。 	福祉課 障がい者・生活支援係

芦屋町障害者計画(H24～H29)平成29年度事業評価表

分野:6 保健・公的医療サービスの充実

【評価区分】◎:計画を達成した,○概ね計画を達成したした,△:計画どおりに実施できなかった, -:本年度の計画はなかった

基本方針	施策名	施策の内容	平成29年度取組結果	評価	評価の理由と課題	所管
(1) 保健・医療サービスの充実	妊婦健診・訪問指導の推進	公費による妊婦健診の受診機会を確保します。 若年妊産婦、ハイリスク妊婦等の相談事業、及び産後の訪問指導等を徹底します。 ※ハイリスク妊婦とは、合併症、基礎疾患、若年、高齢、入籍未定、望まない妊娠、身近な援助者がいないなど、妊娠を継続するうえで、リスク因子がある妊婦。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての妊婦、特にハイリスク妊婦には手厚く、妊婦健診の受診を勧め、妊婦健診の結果に応じた保健指導を行った。 妊婦健診補助券11回(推奨利用回数)以上の受診率93%(目標85%) 電話で妊婦への体調確認を行った。また、その際、妊婦歯科健診受診の有無を確認し、未受診者へ理由の確認と受診勧奨を行った。 妊婦への電話延99件 妊婦歯科健診勧奨78件 出生後は乳児全戸訪問を行った。 96人 低出生体重児などの入院延長や退院後の母子の育成環境が整っていない場合などは、家庭訪問に加え児の入院中の病院訪問を行い、児の状態の確認及び病院から情報提供を受け、母子の支援を行った。 支援件数延12人 	◎	評価の理由 ・妊婦健診・妊婦歯科健診の受診勧奨・乳児全戸訪問・低出生体重児への訪問指導を行うことができた。 課題 ・ハイリスク妊婦への支援を個々の状況に応じてどのように行っていくかを検討していく必要がある。 ・異常の早期発見により、早産・低出生体重児・後遺症などのリスクを減らすことが重要である。そのためには、妊婦健診受診、受診時の指導内容が遵守できるよう妊婦へ支援していく必要がある。 ・医療機関(産婦人科医、小児科医)等と連携をとり、出生後は赤ちゃん訪問・乳幼児健診等を通して、継続的に母子をフォローしていく必要がある。	健康・子ども課 健康づくり係
	母子健康教育の充実	母子手帳交付時の保健指導を充実し、両親学級などの参加者を増やすための啓発や内容の見直し等を検討します。 子育て支援センター主催のすくすく広場の利活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての妊婦または家族に対し、保健指導を行った。 109人 ハイリスク妊婦など、手厚い支援を要する妊産婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行った。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を行った。 4人 両親学級を開催した。 妊婦と父親となる人の二人での参加が多かった。 実施回数3回 参加者32人 すくすく広場で、栄養士による講話を行った。 	◎	評価の理由 ・全ての妊婦または家族に対し、指導を実施することができた。 ・手厚い支援を要する妊産婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行った。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援が行えた。 ・両親学級は、妊婦体験や沐浴の実技などがあり、父親になる人から好評であった。 課題 ・今後も支援を必要とする妊婦を把握できる立場にある医療機関(産婦人科医院など)と連携し、早期に支援につなげていく必要がある。 ・両親学級・すくすく広場での栄養士の講話は、継続して実施していく。	健康・子ども課 健康づくり係

芦屋町障害者計画(H24～H29)平成29年度事業評価表

分野:6 保健・公的医療サービスの充実

【評価区分】○:計画を達成した,○概ね計画を達成した,△:計画どおりに実施できなかった,ー:本年度の計画はなかった

基本方針	施策名	施策の内容	平成29年度取組結果	評価	評価の理由と課題	所管
(1) 保健・医療サービスの充実	健康診査・健康相談の充実	健診事業・相談は内容の充実を図りながら、制度改革を踏まえた健診体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診では、40-50代への勧奨を8月に実施した他、文書による勧奨を2回、訪問勧奨を随時行った。また、未受診者に対しては、圧着はがきや受診券の送付など勧奨媒体を工夫した。 受診率 H28 28.6%, H29 30.4%(暫定) 目標 34.0% ・健診結果に応じて、定期的な保健指導を実施し、生活習慣の改善を支援した。また、治療中の人に対しては、健康教室の参加を勧め、重症化予防に努めた。 保健指導 771人 健康教室 実施回数 86回 目標 84回 参加者 2,157人 目標 2,220人 	○	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率は、目標に達しなかったが、前年度の受診率を上回ることができた。 ・健康教室参加者、実施回数は概ね目標に達することができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率が目標を達していないため、未受診者の生活習慣病の治療歴や特定健診の受診間隔などを分析し、勧奨媒体をパターン毎に分ける等して、勧奨方法を見直す必要がある。 	健康・子ども課 健康づくり係
	公費負担制度の普及	新制度への移行が影響しないよう、情報収集・提供の充実を通して、支援の継続を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の対象疾病の拡大等の改正に関して、情報収集に努めた。公的医療制度である自立支援医療及び福祉サービスについては、大きな制度改革はなかった。 	○	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度4月1日より、障害者総合支援法の施行以降、同法に基づいたサービスの提供及び公費負担を実施している。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の改正に応じ、サービスの提供、公費負担を継続していく。 	福祉課 障がい者・生活支援係

芦屋町障害者計画(H24～H29)平成29年度事業評価表

分野:6 保健・公的医療サービスの充実

【評価区分】◎:計画を達成した,○概ね計画を達成した,△:計画どおりに実施できなかった,ー:本年度の計画はなかった

基本方針	施策名	施策の内容	平成29年度取組結果	評価	評価の理由と課題	所管
(2) 障がい児の早期療育サービスの充実	相談体制の充実	ことばの遅れなどの問題は、家庭環境、親の関わり方なども影響していることが多く、医療機関、保育園・幼稚園、小・中学校の相談員、児童相談員等関係機関と連携を取りながら進めます。 健診や訪問相談等を拒否したり、受けない対象者への啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関と日頃から連携を深め、適宜情報交換・情報共有を行い、必要な支援を行った。 三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議は1年に3回、近隣大学病院との連携会議は1年に2回行った。 母子手帳交付や乳幼児健康診査・転入手続き時など、子育て世代包括支援センターについての情報提供を行い、妊娠期から子育て期の相談窓口について周知徹底を図った。 手厚い支援を要するハイリスク妊産婦等に対する個別の支援プランを策定・評価し、継続的な相談・支援を行った。 乳児全戸訪問や乳幼児健診などで、ことばや発達に関して相談があった場合は、町のことばの相談(ほほえみ相談)の臨床心理士や乳幼児健診の小児科医師、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の発達診査に繋がった。 1歳6か月児健康診査は、受診率97.7%、3歳児健康診査は受診率94.1%、目標共に93%。 □	◎	評価の理由 ・関係機関との情報交換や連携会議などで相談体制の連携の充実に努めた。 ・リスクや問題を抱えた母子に、早期から関わり、必要時は関連機関へ繋ぎ療育支援を行った。 課題 ・今後も子育て世代包括支援センターについての情報提供を行い、周知徹底を図る。また、相談しやすい体制を継続していく。 ・相談については、各関係機関と連携して、情報交換・情報共有を行い、早期に必要な支援に繋げることができるようにしていく。	健康・子ども課 健康づくり係
	障がい児療育システムの強化	保健福祉環境事務所の発達相談を有効活用するなど体制強化を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ほほえみ相談(ことばや発達の相談) 実施回数 12回 相談人数 76人 目標 100人 乳幼児健康診査時のほほえみ相談人数 1歳6か月児健康診査時 19人 3歳児健康診査時 18人 乳児全戸訪問や乳幼児健康診査などで、ことばや発達に関して相談があった場合は、ほほえみ相談や乳幼児健康診査の小児科医師、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の発達診査に繋がった。 発達診査 2人 保育所・幼稚園と連携して、乳幼児の相談を受けた場合は、臨床心理士や小児科医師等に繋がった。 妊娠期から子育て期の相談体制をより充実させて、関係機関との連携により、早期のサービス提供に繋がるよう、支援を行った。 すくすく発達相談を通して、就学を目標とした支援を行った。 すくすく発達相談実施回数 20回 相談人数 1,157人 	◎	評価の理由 ・保健福祉環境事務所の発達診査など関係機関と連携をとり、早期に医療やサービスへ繋げることができた。 課題 ・相談があった場合は迅速に対応して、早期療育に繋がるよう、各関係機関との連携を継続していく。	健康・子ども課 健康づくり係

芦屋町障害者計画(H24～H29)平成29年度事業評価表

分野:7 地域活動の促進と組織等の育成

【評価区分】◎:計画を達成した,○概ね計画を達成した,△:計画どおりに実施できなかった,ー:本年度の計画はなかった

基本方針	施策名	施策の内容	平成29年度取組結果	評価	評価の理由と課題	所管
(1) 主体的な活動の促進	参加意識の醸成と活動支援	<p>障がい者自身が地域活動などに気軽に参加できるよう、参加意識の醸成に努めるとともに、交流機会の充実に努めます。</p> <p>障がい者団体や障がい者施設・事業所などが行う事業に対して支援を行い、社会活動への参加を促進します。</p>	<p>・芦屋町障がい者等自発的活動支援事業補助金交付実績 交付団体 2団体 事業内容 ◇視覚障がい者の自立のため社会に働きかける事業 ◇障がい者の健康増進、交流及び障がい者へのスポーツ普及事業</p>	△	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等自発的活動支援事業補助金を交付し、障がい者活動支援を行った。 ・障がい者の地域参加への働きかけが十分行われていない。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋町障がい者等自発的活動支援事業補助金交付についてホームページで広く周知を図り、障害者団体の活動支援をしていくことが必要である。 ・障がい者の地域参加をどのように働きかけていくか検討していくことが必要である。 	福祉課 障がい者・生活支援係
(2) 地域の人たちとの交流の促進	文化・スポーツ活動への参加促進	文化事業やスポーツ事業などへの障がい者の参加を支援し、地域とのふれあいを促進します。	<p>・3/24障がい者レクスポ大会を開催した。参加者141名 事前に競技内容やニーズ等について参加団体に意見を聞き、内容の変更など意見を反映して開催した。</p> <p>・総合運動公園の内規を改正し、身体障がい者手帳・療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持している人は、使用料を減免とした。(H29.4月1日から実施) 本年度は、障がい者を持つ人の申請実績はなし。</p>	◎	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者レクスポ大会も33回と長い間親しまれた行事となっている。 ・アンケート調査の結果をもとに、参加者の負担軽減のため1種目競技を減らし内容を見直した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方に対する使用料免除の規定を設けたが、平成29年度は申請実績はなかった。障がい者手帳所有者に配付する、障がい者に対する制度・サービスを紹介した冊子に情報を盛り込むなど、担当部署と協議するとともに、券売機周辺に情報を掲載し、周知に努める必要がある。 	生涯学習課 社会教育係
		だれでも参加できるように各種文化・スポーツ事業の内容や周知方法の検討を図ります。	<p>・4月から芦屋釜の里及び芦屋歴史の里入園料(入館料)の障がい者免除を実施した。(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方は入園料免除。各手帳所持者の介護者1名が同時入場するときは入園料免除。)障がい者入園者数 144人(介護者 39人含む)</p>	◎	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋釜の里及び芦屋歴史の里入園料(入館料)の免除を実施した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の減免について周知を継続していくことが必要である。 	生涯学習課 芦屋釜振興係

芦屋町障害者計画(H24～H29)平成29年度事業評価表

分野:7 地域活動の促進と組織等の育成

【評価区分】◎:計画を達成した,○概ね計画を達成したした,△:計画どおりに実施できなかった, -:本年度の計画はなかった

基本方針	施策名	施策の内容	平成29年度取組結果	評価	評価の理由と課題	所管
<p>(3) 団体等の育成とネットワークの形成</p>	<p>ボランティアの育成・活動支援</p>	<p>ボランティア活動センターや社会福祉協議会をはじめ、福祉団体や社会教育団体などと連携を取りながら、多様なボランティアグループの育成、組織化を図ります。</p> <p>障がい者がスポーツや文化活動などに参加するため、指導者やボランティアの育成など人的な支援を図ります。</p> <p>ボランティア活動センターや社会福祉協議会による町民へのボランティア情報の提供を行い、活動機会の充実を図ります。</p> <p>□</p>	<p>障がい者の支援を行っているボランティア活動センター登録団体に対し、会議室・作業スペースの提供や団体広報紙の配布など活動支援を行った。</p> <p>登録数 全体 団体:60 個人:30人 (H29.末時点) 障がい者の支援を行っている登録団体5 個人無</p>	<p>○</p>	<p>評価の理由 ・障がい者の支援を行っているボランティア活動センターへ活動支援を行った。</p> <p>課題 ・障がいを持った人と団体との橋渡しができるよう、登録団体の情報を発信していく必要がある。</p> <p>・ボランティア活動推進計画施策の推進と進捗管理をしていく必要がある。</p>	<p>生涯学習課 社会教育係</p>